第

1426

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 10月 26日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ 住民税の特別徴収と納付

Q:私の会社は、従業員が3名と少数であり、源泉所得税については納期の特例の適用を受けています。

ところで、従業員の住民税について、特別 徴収だと毎月の徴収と納付が困難なため、普 通徴収にしたいのですが、変更できますか。

A:原則として、特別徴収から普通徴収に変更することはできませんが、特別徴収した税額をまとめて納付することはできます。

【解説】

個人の住民税の場合は、市町村は、給与所得者については、その市町村内に給与所得者の数が少ないこと等の特別の事情があるため、特別徴収によることが不適当である場合を除いては、給与所得に関する所得割額及び均等割額の合算額について、特別徴収の方法によって徴収しなければならないとされています。

ご質問の場合、従業員のお住まいの市町村において、給与所得者の数が少ないこと等の特別の事情により特別徴収を行っていない場合を除き、従業員が少ないこと等を理由として特別徴収から普通徴収に変更することはできません。

ただ、給与の支払いを受ける者が常時10人未満であるような場合には、その特別徴収に関する納入金を納入すべき市町村長の承認を受けて、特別徴収した税額を、6月から11月までの分については12月10日までに、12月から翌年5月までの分については翌年6月10日までに、それぞれまとめて納入することができます。







